

3 経営第 823 号
3 農振第 713 号
令和 3 年 6 月 14 日
一部改正 令和 7 年 3 月 21 日 6 経営第 3123 号

各都道府県担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長
農林水産省農村振興局地域振興課長

遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）に基づく遊休農地の解消に向けた措置については、遊休農地に関する措置の計画的な実施について（平成 27 年 12 月 25 日付け 27 経営第 2479 号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「遊休農地調査通知」という。）において、その実績等の報告を求めてきたところです。

また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を進めるため、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知。）を実施してきたところです。

今般、現場段階での負担軽減及び調査の効率化、地域の状況に応じた遊休農地の解消の目標設定、荒廃農地の発生防止・解消に必要な有効かつ持続的な荒廃農地対策の検討及び詳細な発生要因分析等に資するものとする観点から、調査内容の見直しを行うとともに、両調査を統合し一本化しました。

つきましては、下記事項に御留意し本調査の実施に御協力いただくとともに、貴管下農業委員会（農業委員会が設置されていない市町村にあっては市町村。以下「農業委員会等」という。）に対して本調査の徹底をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、遊休農地調査通知は、廃止します。

記

1 調査に関する基本的な考え方

農業委員会等は、法第 4 章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意すること。また、本調査の実施に当たっては、「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第 3 及び第 4 に留意すること。

2 記入事項

本調査様式へは、次の事項に留意して記入すること。

(1) 様式 1

遊休農地等（法律第 30 条第 1 項に規定する利用状況調査（以下単に「利用状況調査」という。）により判定された法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地（再生利用が可能な荒廃農地）、法第 32 条第 1 項第 2 号の遊休農地及び法第 33 条第 1 項に規定する農地並びに再生利用が困難な農地（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）をいう。）報告対象とし、1 筆ごとに 3 の報告方法に従って報告するものとする。また、遊休農地等が遊休農地等でなくなった場合は、当年度の報告において解消等の確認の報告を行うものとし、翌年度の報告対象外とするとともに、翌年度の様式から行を削除する。報告から行を削除した農地の所在及び面積については、削除データとして管理するものとする。

前年度から継続して遊休農地等である場合は、前年度調査時に報告した「本年度の状況」の「調査年月」、「遊休農地（荒廃農地）の区分」及び「利用意向調査の発出状況」を当年度様式 1 の「前年度の状況」欄へ記載する。

なお、令和 3 年度の報告は、様式の移行期間であるため、「前年度の状況」は空白とし、それ以外の箇所について記入するものとする。

ア 様式右上の欄は、調査年、都道府県名、市町村名及び農業委員会名を記入する。

イ 「通し番号」欄は、1 から順に 1 筆ごとに付番する。遊休農地等でなくなったことにより行が削除された筆に付されていた番号については、以後欠番とし、新たに遊休農地等の判定を行った筆は、新たな通し番号を付する。

ウ 「旧市町村」欄は、昭和 25 年 2 月 1 日時点の市区町村名を記入する。

エ 「所在」欄は、当該農地の所在する地番を入力する。

オ 「地目」欄は、農地台帳上の地目（現況の地目として農地台帳に登録されている地目）を次から選択して記入する。

田：田

畑：畑

他：田・畑以外のもの（樹園地等）

カ 「他の地目」欄は、オで【他】を選択した場合に、農地台帳上の地目（現況の地目として農地台帳に登録されている地目）を記入する。

キ 「面積」欄は、農地台帳上の面積（現況の面積として農地台帳に登録されている面積）を記入する。前年度と比べて面積の増減があった場合は、現在の面積を記入する。

ク 「地域区分 農振法」欄は、当該農地が農業振興地域、農用地区域の該当の有無について次から選択して記入する。農業振興地域内に該当する場合は、1 又は 2 を選択して記入する。

1：農用地区域内（農振青地）

2：農用地区域外（農振白地）

3：農業振興地域外

ケ 「地域計画」欄は、当該農地が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）の区域内の該当の有無について次から選択して記入する。

1：地域計画の区域内

2：地域計画の区域外

コ 「農業地域類型区分」欄は、農林統計における農業地域類型の区分を次から選択して記入する（「農業地域類型区分」の記入は任意とするが、可能な限り記入する。）。

1：都市的地域

2：平地農業地域

3：中間農業地域

4：山間農業地域

サ 「調査年月」欄は、利用状況調査を実施した年月を記入する（年は西暦で記入する。以下同じ。）。

シ 「解消の確認」欄は、当該年度に遊休農地等でなくなった筆について、解消等の理由について次から選択して記入する。

1：営農再開（営農再開に向けた基盤整備等の実施を含む）

2：農地中間管理機構への貸付け

3：転用

4：非農地判断の結果、農地台帳から削除

ス 「遊休農地（荒廃農地）の区分」欄について

(ア) 「区分」欄は、遊休農地等の区分について次から選択して記入する。

1：法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地（運用通知第 3 の 1 の(3)のアの(ウ)の a の農地）

2：法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地（運用通知第 3 の 1 の(3)のアの(ウ)の b の農地

3：法第 32 条第 1 項第 2 号の遊休農地（運用通知第 3 の 1 の(3)のイの農地）

4：法第 33 条第 1 項に規定する、耕作の事業に従事することが不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして、農地法施行規則（昭和 27 年農林水産省令第 79 号。以下「則」という。）第 78 条各号に掲げる農地

5：再生利用が困難な農地（運用通知第 3 の 1 の(3)のウの農地

なお、違反転用の農地については、違反事業者が意図的に当該農地に直接転用行為を実施しており、現況に戻すことが前提であることを踏まえ、報告の対象としない。

(イ) 「新旧の別」欄は、新たに発生したものであるかの別について、遊休農地等でなくなったことにより作成したデータ削除データを参照し、次から選択して記入する。

- 1：新規発生（過去に実施した調査では発生が認められなかった農地について、新たに遊休農地等の発生が認められた場合で、削除データに記載されていないもの）
- 2：再発生（一度、耕作の放棄が解消された農地が再度遊休農地等となった場合で、削除データに記載されているもの）
- 3：継続（前年度調査から継続して遊休農地等の状態であることが認められた場合）

(ウ) 「現況1」欄及び「現況2」欄は、当該農地が遊休農地等になり得る現況について、該当する現況を次から選択して記入する。また、そのうち【7：その他】を選択した場合、「その他の現況」欄に詳細を記入する。

- 1：傾斜地
- 2：不整形地
- 3：狭小地
- 4：湿田
- 5：囲繞地（設道がない）
- 6：連担が困難
- 7：その他（上記1～6以外の事由で遊休農地等になりうる現況を有する）
- 8：遊休農地等になりうる現況は有していない

(エ) 「発生場所の区分」欄は、当該農地が発生している場所について、次から選択して記入する。

- 1：山間（山の中の地域）
- 2：平地（起伏が極めて小さく、ほとんど平らで広く低い地域）
- 3：山麓（山と平地の境目、山のふもと）
- 4：崖地（急斜面の土地）

(オ) 「基盤整備の予定」欄は、今後、当該農地へ基盤整備の実施が具体的に予定されているかについて、「○」又は「×」を記入する。

- ：予定されている
×：予定されていない

(カ) 「区分整理年月」欄は、スの(ア)～(オ)の判断を行った年月について記入する。

(キ) 「非農地通知発出（予定）日」欄は、シで【4：非農地判断の結果、農地台帳から削除】を選択した場合、非農地通知を発出した年月日について記入する。

また、(ア)で【5：再生利用が困難な農地】を選択した場合、今後非農地通知を発出する予定の年月日について記入する。

(ク) 「非農地通知未了理由」欄は、(ア)で【5：再生利用が困難な農地】を選択した場合、非農地通知を発出できていない理由について次から選択して記入する。

そのうち、【4：その他】を選択した場合は、「その他非農地通知未了理由」欄に詳細を記入する。

- 1：非農地判断を行った場合には農地法に基づく規制の対象となるから、周辺地域及び地域環境への影響を生じる可能性を考慮し、慎重に判断。
- 2：所有者等が意図的に農地を荒廃させ、非農地判断を求めることが懸念されるため非農地判断を行っていない。
- 3：現地確認が困難な農地で非農地判断が進まない。
- 4：その他

セ 「利用意向調査の発出状況」欄は、「利用意向調査の状況について、次から選択して記入する。また、そのうち【7：意向調査発出済】を選択した場合、「発出年月」欄に利用意向調査を発出した年月を記入する。

- 1：措置継続中（農地中間管理機構との借受協議の継続中）
- 2：意向調査の対象外（法第4条第1項又は第5条第1項に該当するもの）
- 3：意向調査の対象外（則第77条第1号に該当するもの）
- 4：意向調査の対象外（則第77条第2号に該当するもの）
- 5：所有者等が不明（公示済）（法第32条第3項の公示を行ったもの（法第33条第2項による準用を含む。））
- 6：所有者等が不明（公示未了）（法第32条第3項の公示を行っていないもの（法第33条第2項による準用を含む。））
- 7：意向調査発出済（法第32条第1項又は法第33条第1項に基づく利用意向調査を実施しているもの）
- 8：意向調査発出未了（法第32条第1項又は法第33条第1項に基づく利用意向調査を実施していないもの）

ソ 「利用意向調査の結果」欄のうち、「利用意向調査の回答」欄は、調査年に発出した利用意向調査の結果について、次から選択して記入する。

なお、令和3年度の報告については、令和2年に発出した利用意向調査の回答について、「前年度の状況」の「昨年度の利用意向調査の回答」欄に次から選択して記入する。

- 1：農地中間管理機構を利用
- 2：自ら賃借権を設定
- 3：自ら耕作
- 4：その他（農業上の利用を行う意思がない旨記載があったものを除く）
- 5：農業上の利用を行う意思がない
- 6：未回答

タ 「勧告の実施状況」欄は、法第36条第1項に規定する勧告の実施状況につい

て、次から選択して記入する。

- 1：実施済
- 2：未実施
- 3：勧告撤回
- 4：対象外

チ 「農業委員会による指導・斡旋の有無」欄は、法第 34 条に規定する必要なあつせんその他農業上の利用関係の調整の実施について、次から選択して記入する。

- 1：実施
- 2：未実施

ツ 「当該農地の現状」欄のうち、「区分」欄は、農地の状況について当てはまるものについて、次から選択して記入する。また、そのうち a6：【解消】その他の事由、b3：【継続】その他の事由、c3【減少】その他の事由のいずれかを選択した場合、「その他の事由」欄に農地の状況について記入する。

- a1：【解消】 自ら耕作
- a2：【解消】 農地中間管理機構による中間保有
- a3：【解消】 農地中間管理機構による貸付け
- a4：【解消】 農地中間管理機構以外による貸付け
- a5：【解消】 基盤整備後営農再開
- a6：【解消】 その他の事由
- b1：【継続】 措置継続中（借受協議の継続中、利用意向調査の回答待ち等）
- b2：【継続】 農地中間管理機構の借受基準不適合
- b3：【継続】 その他の事由
- c1：【減少】 非農地判断
- c2：【減少】 転用
- c3：【減少】 その他の事由

「区分整理年月」欄は、【解消】又は【減少】の区分を選択した場合、区分に記入した農地の状況になった年月を記入し、【継続】の区分を選択した場合、記入した時点での年月を記入する。

テ 「農地中間管理事業の利用希望の処理実績」欄は、ソで【1：農地中間管理機構を利用】を選択した等の、所有者から農地中間管理事業を利用する意思表示があった場合、法第 35 条に規定する農地中間管理機構による協議の申入れの状況について、次から選択して記入する。

- 1：農地中間管理機構へ利用希望の通知済（法第 35 条第 1 項に基づき通知されたもの）
- 2：農地中間管理機構による協議申入れ済（法第 35 条第 2 項に基づき農地中間管理機構による協議申入れがされたもの）
- 3：協議後、農地中間管理機構が借受済（2 による協議申入れ後、借受された

もの)

- 4：農地中間管理機構の借受基準に適合しない旨の通知発出済（法第35条第2項ただし書に基づき農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨通知されたもの）

ト 「裁定の処理実績」欄は、法第37条又は法第41条に基づき、裁定申請が行われた場合の裁定による現在の状況について、次から選択して記入する。

- 1：裁定の申請済（法第37条）
2：裁定により農地中間管理権設定済（法第39条）
3：所有者等を確知できないときの裁定の申請済（法第41条第1項）
4：裁定により農地中間管理機構が利用権を取得（法第41条第2項）

(2) 様式2

様式2に記載のある調査対象及び調査要領を参照し、番号[1]～[24]について回答する。調査要領を設けていない項目については、項目に記載されていることについて、回答を行うものとする。

3 報告方法

農業委員会等は、本調査の結果を別紙様式1及び別紙様式2に取りまとめた上で、毎年3月末時点での措置状況を4月末までに都道府県に報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、管内の農業委員会等の報告内容を取りまとめ、毎年5月末までに地方農政局等（北海道にあっては経営局農地政策課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）に報告すること。地方農政局等は取りまとめの上、速やかに農林水産省経営局農地政策課へ提出するものとする。

4 遊休農地に関する措置を適切に実施していない農業委員会等への指導

都道府県は、上記の報告の結果、遊休農地に関する措置を適切に実施していない農業委員会等が確認された場合には、当該農業委員会等に対し、早急に改善するよう、厳しく指導すること。

なお、国は、農業委員会等が遊休農地に関する措置を適切に実施していない場合には、

- (1) その農業委員会等の名称・実施状況・実施しない理由等の公表
(2) 地方自治法に基づく是正の要求
(3) 農業委員会交付金等の配分への反映

等を行う可能性があるので、農業委員会等はそのような事態を招かないよう、法に従って適切に事務を実行すること。

附 則（令和7年3月21日付け6経営第3123号）

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 改正後の通知に基づく報告の規定は、施行日以後にされる調査について適用し、施行日前にされた調査については、なお従前の例による。